

既存情報による発がん性評価のケーススタディ

○塩化アリル

(1) 関係機関による発がん性分類

IARC : 3 (1999 年)

ACGIH : A3 (2009 年)

EU : 3 (2009 年)

(2) 厚生労働省による長期発がん性試験の結果 (2003 年度報告)

塩化アリルの投与によって、F344/DuCrj(Fischer)ラットでは、雄の膀胱に移行上皮がんの発生増加が認められ、がん原性を示す明らかな証拠であると考えられた。また、甲状腺の濾胞状腺腫の発生増加も認められた。雌には、腫瘍の発生増加は認められなかった。

Crj:BDF₁ マウスでは、雌雄ともハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、がん原性を示唆する証拠であると考えられた。

※この結果を踏まえて、2011 年に労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づく指針（がん原性指針）が公表されている。

※※この結果は、上記（1）の発がん性分類の際には参照されていない。

(3) 上記（1）及び（2）を踏まえた発がん性の評価

資料 5-1 「職場で使用する化学物質の発がん性評価基準骨子（案）」に基づき評価した場合、「リスク評価対象物質」に該当するか？